

ZENSATO Monthly News

(全里マンスリーニュース)

2016年12月号 VOL.84.

2016年12月12日(月)(公財)全国里親会

◆全国里親大会茨城大会を開催

第61回全国里親大会茨城大会が11月12日(土)・13日(日)、茨城県立県民文化センターで開催されました。参加者は600人を超え、会場に入ることができない人は別室でモニター視聴となりました。

全国里親会の河内美舟新会長をはじめ来賓者のあいさつがあり、永年功労者に対し62件の顕彰が行われました。行政説明には、厚生労働省の川鍋家庭福祉課長、そして記念講演は、東北福祉大学特任教授の草間吉夫氏。翌日は、7つの分科会が開かれ、盛会のうちに幕を閉じました。

また、12日の午前中には地域の里親会長などによる代表者会議が行われ、熱心な質疑が行われました。

◆特別養子縁組あっせん法が成立

12月9日、特別養子縁組あっせん法が成立し、2年以上に政令で定める日から施行されます。この法律は、悪質な民間の養子縁組あっせん業者を規制するためのもので、従来の届け出制から許可制に変更するもので、罰則や研修の義務化などが規定されています。

◆全国里親会への寄付状況

11月の寄付状況をお知らせします。一般寄付として埼玉県内の一小学校の児童一同から8,940円、匿名の男性から149,710円、河内会長から100万円をいただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

◆新たな社会的養育のあり方に関する検討会の動き

改正児童福祉法の施行後、法律に盛り込まれた内容をどう具体化していくのか、また法律のもととなった「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会」報告のなかで法律に盛り込まれなかったものを議論、深化していくため「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」が設置され、11月までに計6回開催されています。

本紙前号で報告しましたが、4回目の検討会では全国里親会からもヒアリングが行われ、河内会長と星野前会長が出席し意見を述べました。

その後、第5回が11月18日に、第6回が11月30日に開催されました。第5回では「法改正後の進捗状況について」が配布されました。里親や養子縁組、支援などどのような進捗がみられるのか紹介します。

▶里親制度については

・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおい

て、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。

・都道府県等が一貫した支援を実施できるよう、平成29年度概算要求において、従来の里親支援機関事業を見直し、里親支援事業(仮称)により里親に対する支援を拡充することとしている。また、新たな社会的養育の在り方に関する検討会での議論を踏まえつつ、里親による養育の質の向上に関して必要な支援策についても今後検討。

・里親支援専門相談員を効果的に活用するため支援機関におく。

・乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象とする。(すでに通知済み)

・里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示について検討する。

▶委託児童の自立支援について(これらは来年度予算要求中)

・里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の実施。

・里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部所・ワーカーの配置。

◆日本フォスターケア研究会が開催されます

第3回目の日本フォスターケア研究大会が12月18日(日)、日本女子大学目白キャンパスで開催されます。

基調講演は「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」の座長であり、国立成育医療研究センター副院長、こころの診療部長の奥山真紀子さんに「これからの家庭養育のあり方について」と題してお話をうかがいます。その他、当事者によるシンポジウム、研究発表があります。詳しくはホームページをご参照ください。

<http://khs.nyuzin-himawari.com/index.html>

◆養子縁組に関する調査について(前号に続き再掲)

『満15歳以上の養子さんとその養親さんへご協力をお願い!』

日本財団では、子どもの福祉の観点から里親・養子縁組の推進や普及啓発に取り組んでいます。今後の支援策の検討のために、養子縁組された家庭を対象に生活状況等に関するアンケート調査を行うこととなりました。1人でも多くの方の声を集めたいと思っていますので、ご協力頂ける方はぜひ下記までご連絡お願い致します。

【締切12/27(火)17:00】

日本財団「ハッピーゆりかごプロジェクト」

平日10-17時、03-6229-2629(連絡受付:高橋・神尾)またはメールアドレス(tokubetsu_youshi@ps.nippon-foundation.or.jp)にお名前と調査票の送付先をお送りください。ご協力者には薄謝をお渡しします。